

# 第10章

## 原産地規則

### 1. ルールの外観

#### (1) ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、現状では国際的に共通する十分に整備されたルールはなく、各国又は各地域貿易協定に係る地域が独自に定めている。原産

地規則は大別すると特惠分野に係るものと非特惠分野に係るものとに分かれ、さらに、特惠分野に係るものには、開発途上国に対する一般特惠（GSP: Generalized System of Preferences）に係るものと地域貿易協定等に係るものがある（図表Ⅱ-10-1 参照）。

＜図表Ⅱ-10-1＞原産地規則の種類

・非特惠分野に係るもの	
・特惠分野に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般特惠（GSP）に係るもの（開発途上国（LDC 含む）に対するもの）</li> <li>・地域貿易協定等に係るもの</li> </ul>

非特惠分野の原産地規則は、「特惠関税の供与」以外のすべての目的、具体的には、①数量制限などの輸出国を特定した通商政策上の措置を実施する際の対象物品の確定、②貿易統計の作成、③ある物品に原産地を表示する場合の原産地の確定等の場合に利用されている（現行の規則は必ずしも1種類のみではなく、目的別に内容の異なる幾つもの規則を有する国も存在する）。

他方、特惠分野の原産地規則は、輸入品に特惠待遇を供与するために利用されている。一般特惠に係る原産地規則は、先進諸国がある物品を輸入する際に、当該輸入品が一般特惠制度に基づく特惠対象国原産であるかどうかを判定するための規則である。また、地域貿易協定に係る原産地規則は、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定等の地域貿易協定域内の貿易において、域内原産の物品に特惠待遇を供与するための規則であ

る（第Ⅲ部第1章「物品貿易の諸論点」＜原産地規則＞参照）。

本来原産地規則は貿易に対して中立であるべきものであるが、これが過度に制限的であったり恣意的に制定・運用されたりすると、貿易制限の対象でない物品がその対象とされる等、保護的な効果を有することがある。

原産地規則については、物品の貿易に関する国際的なルールである GATT においてさえ原産地の表示に関する第9条を除いて原産地規則固有の規定は存在しない。また、GATT 以外の国際規範としては、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）の「税関手続の簡素化及び調和に関する国際規約（いわゆる京都規約）」の不可分の一部とされる附属書（「原産地規則に関する附属書」）が存在するが（京都規約は1999年に約25年ぶりに改正。我が国は2001年に受諾）、同改正京都規約の原産地規則に関する附属書は、WTO

での原産地規則調和作業終了後に再度見直すことを前提とした必要最小限の見直しが行われたものであり、改正京都規約においては原産地規則を含む個別附属書についての受諾は任意であるところ、国際規範としての拘束力は限定的なものとなっている。

このように、原産地規則について国際的に共通するルールが十分に整理されていないことを背景として、本来技術的・中立的であるべき原産地規則を各国・地域が恣意的に制定・運用し、保護主義的な政策目的を達成しようとするなど様々な貿易上の問題が生じている。ウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則に関する協定（以下「原産地規則協定」という。）」に基づき、非特惠分野における原産地規則の調和作業が行われていたものの、作業は中断している。

## （２）法的規律の概要

原産地規則協定においては、非特惠分野（最惠国待遇、アンチ・ダンピング税、相殺関税、原産地表示等の通商政策手段及び政府調達等）に適用される原産地規則を調和するための作業計画を規定するとともに、各国が原産地規則の制定・運用にあたって遵守しなければならない規律、調和作業のための枠組み、紛争解決手続等が規定されている。

### ①基本原則

- ・非特惠分野におけるすべての目的のために等しく適用されること
- ・客観的な、理解しやすくかつ予見可能性のあるものであるべきこと
- ・貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いるべきでないこと
- ・国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるものでないこと等

### ②調和作業の枠組み

- ・WTO と WCO との協力により作業（WTO 原産地規則委員会及び WCO 原産地規則技術委員会）を実施する。
- ・WCO において技術的観点から調和された規則の具体的原案を作成。その後 WTO において当該原案につき総合的観点から検討する。

### ③調和作業に係るスケジュール

- ・WTO 協定発効後速やかに開始され、開始後 3 年以内

に終了する（注：作業は期限内には終了できず、継続して行われたが、現在作業は中断している。1. (3) 参照）。

- ・調和作業は、原則に則り、HS 分類の物品セクターに従って行うこととし、WTO 委員会は WCO 技術委員会に技術的観点からの検討作業を行うよう要請し、WCO 技術委員会は要請後一定の期限内に作業の結果を WTO 委員会に提出する（注：WCO 技術委員会での作業は既に終了している。1. (3) 参照）。
- ・WTO 委員会は作業を定期的に検討し、すべての作業の終了後、その結果を全体的整合性の観点から検討する。
- ・WTO 閣僚会議は、作業結果を原産地規則協定と不可分の附属書として定める。

### ④特惠分野に係る主な規律

特惠分野における原産地規則は、作業計画の対象とはならないものの、原産地規則協定の附属書 II において次のような規律が規定されている。

- ・原産地が付与されるべき要件について明確な定義づけを行うこと。
- ・特惠分野における原産地規則は、積極的な基準（ポジティブ・リスト）を基礎としなければならないこと。
- ・特惠分野における原産地規則に関する法律等を GATT 第 10 条 1 項に従って公布すること。
- ・特惠分野における原産地規則を濫及的に適用してはならないこと。

特惠分野における原産地規則のうち、後発開発途上国（LDC）向け特惠制度の原産地規則は、特惠供与国それぞれが独自の規則を運用しているが、LDC から統一の規則制定を求める動きがあり、2013 年 12 月にインドネシア・バリで開催された WTO 第 9 回閣僚会議において、LDC 産品であることの確認を容易にし、特惠適用を改善するための LDC 特惠制度の原産地規則ガイドラインが閣僚決定として合意された。同ガイドラインは、原産地規則の簡素化・透明化を目的としており、強制力を持っていない。

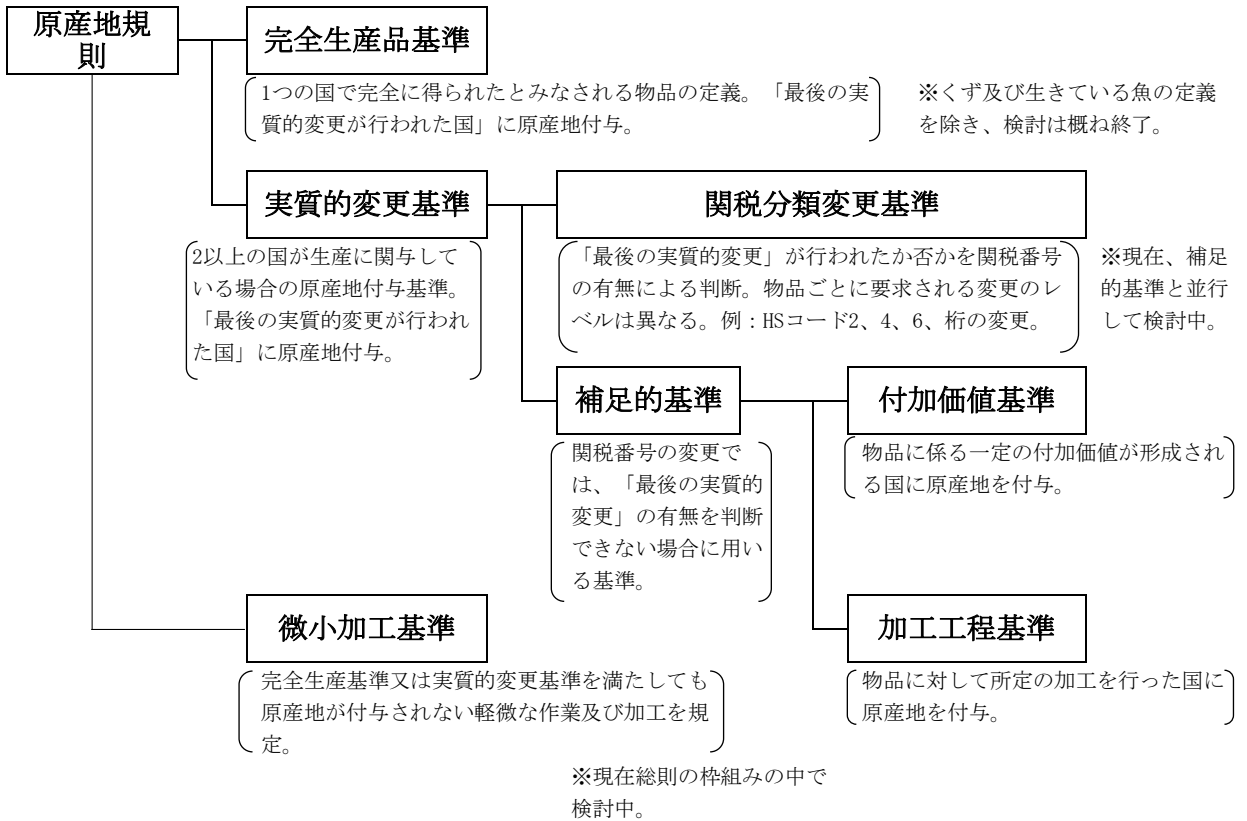
2015 年 12 月にケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）では、第 9 回 WTO 閣僚会議（MC9）で合意されたガイドラインを踏まえ、具体的な論点についてより詳細な方向性を示した閣僚決定が合意され、WTO 原産地規則委員会は毎年、各国の合意の実施状況

をレビューすることになった（第Ⅱ部第5章関税及び資料編第1章参照）。なおLDC特惠関税に関する最近の動きは、第Ⅱ部第5章関税(4)参照

### （3）非特惠分野に係る原産地規則の調和作業の現状

1995年7月に原産地規則の調和作業が正式に開始され、個別の品目に係る原産地規則の策定と並行して、種々の品目に横断的に適用される一般的ルール等を定める総則（オーバーオール・アーキテクチャー）について検討中である。WTO 原産地規則協定上の検討期限は3年間（1998年7月まで）とされていたが、作業は中断している。基本的な作業のアプローチとしては、①物品が1国で完全に生産される場合（鉱物等の天然物品等）に適用する完全生産品基準、②それのみでは原産地を付すに値しない軽微な加工を決める微小加工基準、③物品の生産に2以上の国が関与している場合には、最後の実質的変更が行われた国に原産地を付与するとする実質的変更基準、の3つの基準に基づき、HSコード（関税番号）を参照しながら個別品目ごとに原産地規則を検討している。③の実質的変更基準については、実質的変更の有無を具体的に判定する方法として、更に、関税分類変更基準と関税分類変更基準を補完する目的の付加価値基準及び加工工程基準の導入が協定で認められている（図表Ⅱ-10-2参照）。

<図表 II-10-2> 調和作業を行っている原産地規則の体系図



なお、検討手順としては、まず WCO で個別品目ごとに技術的検討を行い、WCO で合意された品目は WTO で承認を受け正式に合意されることとなる。また、技術的議論は尽くされたものの解決に至らず WTO に判断を委ねることとされた品目は、検討の場を WTO に移して各国が持つセンシティブティ等を勘案しつつ検討された。WCO での技術的検討は、1999 年 5 月に開催された第 17 回会合をもって終了しており、WTO で、WCO で合意に至らなかった品目についての集中的な議論が行われた。

WTO における個別品目の規則の検討にあたっては、HS コードに基づく品目ごとに議論するのではなく、各品目における共通する問題点を取りまとめたものをイシューとして、そのイシューごとに検討し（全体で 486 イシュー）、約 7 割のイシューにつき合意に至った。

未解決のイシューについては、2002 年 7 月から、原産地規則委員会議長が特に重要と判断した 94 のコアイシューについて、原産地規則委員会の上位機関であ

る一般理事会主導で議論が行われることになり、議論の進展が図られた。94 のコアイシューの中には我が国にとっても重要なイシューが含まれており、今後も我が国として積極的に議論に参加していく必要がある。以下の 2 つのイシューは調和原産地規則全体に与える影響が大きいものであり、我が国として特に関心を有しているとされていた。機械類に関するルールに関しては、長年の対立状態から解決を図るべく、2006 年の会合において、議長折衷案として、「輸入国が選択する付加価値基準又は関税分類変更基準（機械類のダブル・ルール）」が提示され、その賛否について議論を行ってきた。しかし、2007 年 6 月の会合においても合意がなされず、7 月の一般理事会において、原産地規則委員会議長から議論の現状報告がなされ、原産地規則委員会においては、調和原産地規則が他協定へ与える影響についての問題と機械類のダブル・ルールについての議論を中断した上で、一般理事会からのガイダンスを求めることとし、他方、総則規定、技術的検討事項の議論は原産地規則委員会にて継続することとなり 2008 年以降の会合においても引き続きこれら

の事項につき検討がなされることとなった。

### ①調和原産地規則が他協定へ与える影響についての問題

調和作業において、多くのメンバー国が、調和規則が他の WTO 協定においていかに用いられるかが不鮮明であるため、各個別イシューについて柔軟性が発揮できないとの状況の下、調和原産地規則が他協定へ与える影響について統一された理解を導き出すために議論が行われていたが、現状は前述のとおりとなっている。

### ②付加価値基準の採用

機械物品等多くの品目において「最後の実質的変更」を判断する基準の1つとして付加価値基準の採用が検討されているが、当該基準は為替、材料コスト、労賃等の変化に応じて、原産地が変化する可能性があり、原産地規則協定の前文に記述されている予見可能性、透明性及び一貫性が欠如すると考えられることから、我が国としてはその採用に反対しているが現状は前述のとおりとなっている。

恣意的内容の原産地規則については、WTO と WCO の協力による非特惠分野の原産地規則調和作業終了に伴い、問題の大半が解決されることが期待される。このため、今後も我が国としては、非特惠分野の原産地規則調和作業が円滑に進展するよう、各国と協力しながら積極的に貢献していくことが必要である。しかしながら、調和実現までの間運用される現行規則、更には本調和作業の対象となっていない特惠分野に係る原産地規則、特に近年世界中で取組が盛んな FTA の原産地規則については、その恣意的な制定・運用から生じる様々な問題が懸念される。なお、特惠分野に係る原産地規則については、原産地規則協定に基づき各国が WTO にその内容を通報することとなっているほか、原産地規則協定附属書 II の諸原則も考慮することが必要である。そのほか、WTO の貿易政策検討委員会や地域貿易協定委員会でも検討されている。

## (4) 経済的視点及び意義

原産地規則は、極めて専門的、技術的であるため人の目を引きにくいだが、数量制限（国別枠を割り当てる場合）等の貿易制限措置の適用範囲の決定等に大きな影響を及ぼす。したがって、原産地規則をどのように

制定・運用するかは、特定国の原産地を取得しようとする企業の海外進出（対外直接投資）計画や部品調達方法等を少なからず左右することとなり、貿易及び投資の流れに及ぼす影響は極めて大きいものと考えられる。

また、部品調達や生産ネットワークのグローバル化が進展する中で、各国の原産地規則に大きな差異があることは、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。すなわち、同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させるのみならず、規則が変更された場合には、特定国の原産地認定を得るために特別な工程を追加する必要に迫られる等、製造コスト、管理コストの上昇要因となる場合も少なくない。

なお、近年世界中で FTA への取組が盛んになっており、これとともにいわゆる「スパゲティボウル現象」への懸念も高まっており、我が国も FTA/EPA 交渉を進めていく上で原産地規則相互の整合性確保について留意しなければならない。しかしながら、個々の原産地規則間の相違は、交渉相手国や我が国固有の事情を踏まえ交渉した結果であること、また特惠待遇を受けるための条件である点で非特惠分野の原産地規則とは性格を異にすることに留意する必要がある。原産地規則は、適正に制定・運用される限りにおいては貿易に対して中立的であり、貿易歪曲効果をもたらすものではないが、恣意的に制定・運用される場合には、例えば、従来数量制限等（国別枠を割り当てる場合）の貿易制限措置の対象となっていなかった物資が、新たにその対象とされてしまうなど大きな貿易歪曲効果を有することとなる。これまで数次にわたるラウンドにより広範な分野での関税の引き下げが合意されたり、アンチ・ダンピング分野等の規律が強化されたりしたため、今後、原産地規則を手段として隠れた貿易制限措置をとる動きがでてくるおそれも否定できない。このため、本分野において公正かつ透明な国際共通ルールを制定することが重要な課題となっている。